

答 申 第 1 号
平成30年3月20日

北広島市長
上 野 正 三 様

北広島市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 山 下 竜 一



答 申

平成30年3月8日付け北広行管第479号にて諮問のありました「個人情報保護に配慮した市の施設等に設置する防犯カメラに取り扱いについて」は、北広島市情報公開・個人情報保護審査会による審議の結果、北広島市が設置し、管理する防犯カメラにより撮影、記録される画像などの取扱いについて、実施機関が個人情報を保護する観点から、条例に即した統一的な運用を定める規程等を策定し、適正に取扱うことを求めます。

なお、市の施設等に設置する防犯カメラの公的性格や、条例を推進する市の立場を踏まえ、防犯カメラに係る市の統一的な運用が、民間事業者等に率先して市民の個人情報の保護の模範となるよう努めることを要望します。